夫婦同姓違憲訴訟

１、はじめに

**（１）民法750条「夫婦の氏」と立法目的**

**民法750条**

　 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。

**立法目的**

　 夫婦が同一の氏を称することは、社会の自然かつ基礎的な集団単位である家

族を構成する一員であることを対外的に公示する機能を持っている。

また、子が両親双方と同氏であることにより、夫婦間の子が夫婦の共同親権

に服する嫡出子であることを示すことができる。

**（２）夫婦同氏制によって、氏を失う側の人々に生じ得る不利益・負担**

**・**アイデンティティの喪失感

**・**改氏前と同一人物であることがわかりにくく、職業生活上の不利益になり

　　うる

**・**公的な書類（保険証、免許証、パスポートなど）や印鑑などの変更手続き

　　が必要になる

**・**離婚後、元の氏に戻したいときも同様に手続きが必要である

また、婚姻の際に夫の氏を選んだ夫婦の割合は、2014年で96.1%と非常に高い。

ところが、女性の社会進出に伴い、改氏によるこれらの不利益を指摘されたことなどを背景に、選択的夫婦別氏制度の導入を求める意見が出てきた。